

京都大学大学院経営管理教育部規程

第1 専攻及び課程

第1条 本教育部の専攻は、次に掲げるとおりとする。

経営管理専攻

第2条 経営管理専攻の課程は、専門職学位課程とする。

第2 入学

第3条 入学手続及び入学者選抜方法は、教育部教授会（以下「教授会」という。）で定める。

2 京都大学通則（以下「通則」という。）第53条の15において準用する通則第36条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、教授会で定める。

第4条 入学者の決定は、教授会で行う。

第3 転学及び転部

第5条 通則第53条の15において準用する通則第40条第1項の規定により本教育部に転学又は転部を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。

第4 授業及び学修方法

第6条 科目、その単位数及び授業時間数に関する事項は、教授会で定める。

第7条 通則第53条の7第1項の規定により他の研究科の科目を履修しようとする者は、学年の初めに、教育部長に願出しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、別の時期に願出することを認めることがある。

第8条 通則第53条の8第1項又は第2項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は休学することなく外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

2 前項の規定による許可の願出については、前条の規定を準用する。

第9条 次の各号に掲げる科目及び単位数は、教授会の議を経て、課程の修了に必要な科目及び単位数として認定することができる。

- (1) 転学又は転部前に、本学又は他の大学の大学院で履修した科目及び単位数の一部又は全部
- (2) 前2条の規定により履修した科目及び単位数の一部又は全部
- (3) 通則第53条の9第1項の規定により本教育部に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。）の一部又は全部

第5 試験

第10条 科目の試験は、毎学期の終わりに行う。ただし、特別の事情があるときは、その時期を変更することがある。

第6 課程修了の認定

第11条 通則53条の12第1項の規定により課程の修了の要件として定める教育課程の履修は、教授会の定める科目につき42単位以上を修得することとする。

第12条 課程の修了の認定は、教授会で行う。

第7 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生

第13条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、教授会の議を経て、許可することがある。

第14条 通則第63条第1項の規定により特別聴講学生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。